

京都市都市計画ニュース 京都市印刷物 第225033号

京都市都市計画道路網の見直しについて

～「京都市都市計画道路の変更原案」を作成しました～

平成22年(2010)年11月15日 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地
 発行:京都市都市計画局都市企画部都市計画課 電話:(075)222-3505 ファックス:(075)222-3472 電子メール:tokeika@city.kyoto.jp

都市計画道路網見直しの結果、「都市計画道路の変更原案」を作成しましたので、皆様のご意見を募集します

京都市では、平成20年度から「都市計画道路網の見直し」を進め、学識経験者の方々などと検討を行うとともに、パブリックコメントの募集に対して寄せられた幅広い市民の皆様のご意見を踏まえ、平成21年に、見直しの進め方と考え方(表1)などを定めた「京都市都市計画道路網の見直し指針」を策定しました。

その後、指針に基づき、各都市計画道路の現時点における必要性などを改めて検証、評価し、その評価の結果を、「京都市都市計画道路網(路線及び区間)の廃止候補」として取りまとめ、皆様からのご意見をいただくため、本年9月から1箇月間、パブリックコメントを実施しました。

この度、パブリックコメントにいただいたご意見も踏まえて、「都市計画道路の変更原案」(詳細中面)を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

都市計画道路って何?

京都市内には、御池通や堀川通のように幅の広い道路や、路地のような狭い道路など、色々な道路があります。

その中で都市計画道路とは、将来のまちの姿や市内全体の交通等を考えたうえで、まちづくりの骨格となるように、あらかじめ位置や道路の幅等が決められた重要な道路のことをいいます。本市では、市街地の拡大や車社会の進展などに対応するため、順次、都市計画道路を決定し、整備を進めてきましたが、未だ、整備できていない区間があります。

どうして見直しが必要なの?

平成21年4月現在、京都市の都市計画道路は、260路線、約53.5kmのうち、およそ30%に当たる約164kmが整備できておらず、そのうち、約85%、約140kmは決定から20年以上経過しています。

これらの都市計画道路の予定区域には、都市計画法により建築制限が課されており(表2)、土地の有効利用に少なからず影響を与えています。

京都市では、このような状況を受け、平成11年度から全国に先駆けて都市計画道路の見直しを行い、平成14年2月に、10路線、約5.7kmの都市計画道路を廃止していますが、前回の見直しから約10年が経過し、社会情勢などの変化に伴い、現時点における必要性などから、改めて、都市計画道路網の見直しを行っています。

表2 京都市における建築制限

	内容
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ●主構造が、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等であること ●3階以下であること* ●地階を有しないこと

*事業の施行が近い将来に見込まれる区域の場合、2階以下としています。

京都市の都市計画道路に関する情報及び「都市計画道路網(路線及び区間)の廃止候補」に関する情報を調べるには?

都市計画道路の位置に関する情報は、都市計画課及び京都市情報館(京都市ホームページ)でご覧いただけます。

●都市計画道路の位置に関する情報は <http://www.city.kyoto.lg.jp/> から「都市計画地図」(ページ左端、中央辺り)をクリック。

また、都市計画課では、見直し指針に基づき評価を行った評価カルテも公開しています。

●「都市計画道路網(路線及び区間)の廃止候補」に関する情報は http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_8.html から「お知らせ」をご覧ください。

表1 見直しの進め方と考え方

1. 検討対象路線(区間)の選定

- 計画決定後20年を経過する都市計画道路を対象とする(平成21年4月1日を基準とする)
- 自動車専用道路は対象としない
- 事業中の路線は対象としない

2. 必要性の評価

① 市域全体に係る必要性の評価

機能	評価の視点
市街地形成機能	都市内の地域や拠点施設等をつなぎ、都市の骨格をつくる
交通機能	都市内の交通混雑を緩和する
地域活性化機能	観光地・交通拠点相互をつなぎ、市域全体の観光振興を支援する

② 生活圏域での必要性の評価

機能	評価の視点
市街地形成機能	市内の各地域のまちづくりを支援する
交通機能	鉄道駅やバスターミナルへのアクセスを改善するとともに、地域の公共交通の運行を円滑にする 道路のバリアフリー化を進めたり、自転車が走行しやすい環境をつくるなど、歩行者・自転車のための良好な通行環境をつくる
環境・防災空間機能	沿道の良好な景観・環境を創出するとともに、都市に必要なインフラ施設を収容する 災害時に緊急車両の通行ルートとなる、または火災時に延焼を遮断するなど、防災のための空間をつくる

3. 計画実現上の課題の評価

評価の視点

- 良好な景観、自然・歴史的景観を保全すべき地区等に影響しないか
- 重要な施設やエリア(法令で指定される文化財等、公共施設等)に影響しないか
- まち並みや地域コミュニティに影響しないか
- その他(道路が特殊な構造になるなど、計画実現上の課題となる場合)

4. 総合評価

廃止候補となった路線(区間)について、廃止して問題が生じないか

計画存続路線 廃止候補路線

「廃止候補に対するパブリックコメント」の実施内容と結果

実施内容	実施結果
<ul style="list-style-type: none"> ●実施期間 平成22年9月1日～9月30日 ●見直し対象区間 90路線 125.70km(未整備区間) ●廃止候補路線数 44路線 48.70km(未整備区間) 	<ul style="list-style-type: none"> ●意見の件数 66通 143件
	<p>市民意見を踏まえた都市計画道路の変更原案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃止路線数 43路線 55.04km <p>詳細は、中面をご覧ください。</p>

京都市の考え方

今回の見直しは、計画どおりの整備で十分な効果が見込めない路線があること、また、都市計画道路の予定区域に長期間にわたり建築制限を課しており、市民の皆様に影響を与え続けているという現状を踏まえ、都市計画道路の評価を行いました。検討の必要があると考えられるご意見を多数いただきましたので、改めて、検討を行い、都市計画道路の変更原案を作成しました。

ご意見を踏まえた見直し点

●3・6・117号 清水坂道
 この都市計画道路については、現道である五条坂が道路としての一定の機能を有していることに加え、都市計画決定後、長期間にわたり都市計画道路の区域に建築制限を課しており、市民の皆様の生活に影響を与えていることを踏まえ、廃止候補としていました。

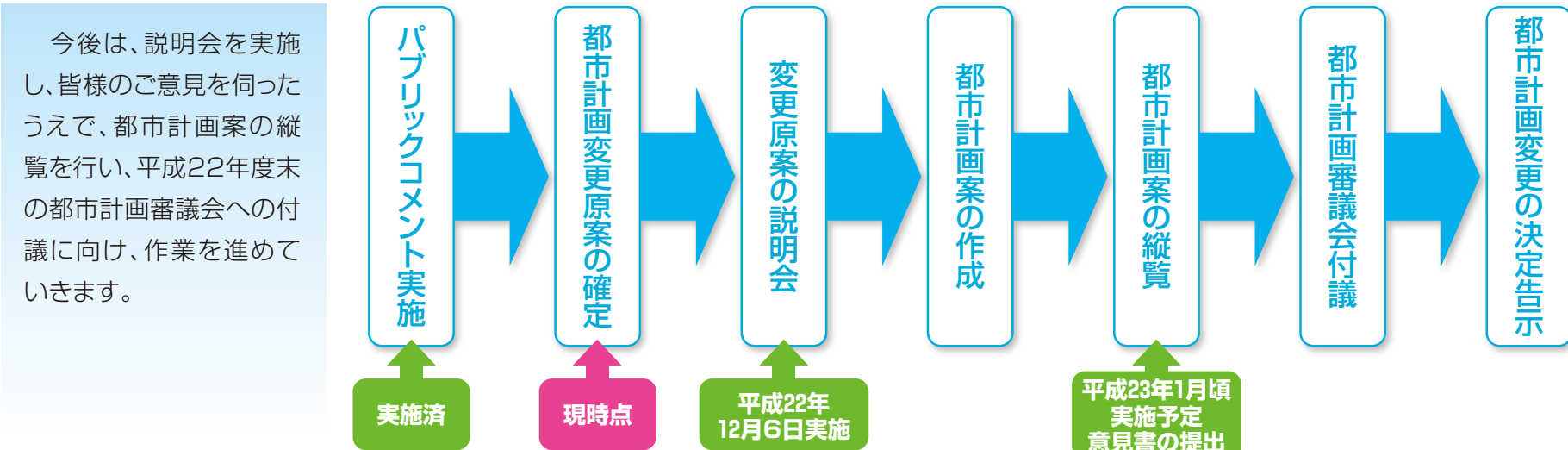
しかし、「観光客が季節を問わず多く、本来なら拡幅して当然の道路である」や「観光バスの大きな駐車場があるのに、幅が狭く、歩道もない」というご意見をいただいたため、改めて検討を行い、存続としました。

●3・6・124号 花園衣笠線
 この都市計画道路の整備済区間については、都市計画道路ではない道路と接続しており、既存の道路ネットワークの中で機能していることから、評価対象としていませんでしたが、都市計画道路としては前後につながるものとなってしまうことから、整備済区間も含めて廃止としました。

市民の皆様のご意見	ご意見に対する本市の考え方
昭和の初期に決定されたような、都市計画道路の存続廃止の検討は重要な意味を持つ。	今回の都市計画道路網の見直し後も、定期的に見直し作業を進め、皆様からの貴重な御意見を参考にしながら、よりよい京都のまちづくりを進めていきます。
廃止とされた路線における土地所有者に対し十分な説明が必要。	都市計画道路網を見直すことは、土地所有者、地域住民の皆様をはじめとする市民の皆様には大きな影響を与えるものと考えています。そのため、パブリックコメント実施時に、募集内容などを市民しんぶんに掲載するとともに、廃止候補、存続候補路線について、リーフレットを配布し、ホームページに掲載するなど、市民の皆様への周知に努めてきましたが、今後についても、本都市計画ニュースの各戸配布や、説明会を実施するなど、更なる周知に努めていきます。
安易な見直しは慎むべきである。	未整備都市計画道路の中には昭和初期に決定し、未整備のまま現在に至っているなど、長期間未整備のままの道路も多く、そうした都市計画道路の区域では、建築制限が長期間に及んでおり、土地の有効活用に少なからず影響を与えている場合もあります。一方で、人口減少時代を迎え、交通の状況そのものが計画時点と大きく異なっており、さらに今後は、過度に自動車交通に依存しない、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進していく必要があります。今回の都市計画道路網の見直しは、このような背景から行ったものであり、対象とした90路線、125.7kmの都市計画道路について、都市計画道路の必要性、計画実現上の課題を個別に評価し、44路線、未整備区間の延長として48.7kmを廃止候補としたものです。
10年ごとに見直し評価すべきでないか。	今回の見直し以降も、都市計画道路の整備状況の推移はもとより、「歩くまち京都」総合交通戦略をはじめとした、各種施策の進展による本市のまちづくりの進捗状況等を見据え、定期的に、見直しの作業を実施する必要があるものと考えております。
今後も都市計画道路として整備を目指すとしたものについては、早期に整備着手、完成されることを望む。	検討の結果、存続する都市計画道路につきましては、計画的かつ効果的に整備できるよう、努めていきます。

その他のご意見とご意見に対する本市の考え方については、京都市都市計画課の窓口の他、下記のホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000090165.html>

今後のスケジュール



原案の閲覧方法
 都市計画課の窓口及び京都市情報館(京都市ホームページ)で今回の変更原案に関する資料を閲覧いただけます。

原案に対するご意見の受付期間
 平成22年11月15日(月曜日)から12月15日(水曜日)まで

原案に対するご意見の提出方法など
 今回の変更原案に対する、具体的な意見を記述した文書(様式は自由)を郵送、ファックス、電子メールのいずれかでお寄せください。また、上記受付期間(土・日・祝日を除きます)のうち、午前8時45分から午後5時30分まで、都市計画課(京都市役所北庁舎2階)に直接ご持参いただくこともできます。

説明会のご案内
 都市計画道路の変更原案の説明会を、下記のとおり開催します。事前申込みは不要ですが、会場の定員の都合で入場できない場合があります。

日時 平成22年12月6日(月曜日) 午後6時30分～8時30分
 場所 中京区役所 4階 第1・第2会議室

ご意見の提出先、お問い合わせ先
 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地
 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 施設担当
 電話 075-222-3505 ファックス 075-222-3472
 電子メール tokeika@city.kyoto.jp